

平成30年度第1回宮城県医療審議会議事録

日時：平成30年11月27日（火）午後6時から午後6時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席委員：13名（五十嵐和彦委員，福田寛委員，佃祥子委員，佐藤和宏委員，橋本省委員，板橋隆三委員，永井幸夫委員，亀山元信委員，岩館敏晴委員，細谷仁憲委員，新沼康弘委員，佐々木孝雄委員，藤代哲也委員）

欠席委員：7名（八重樫伸生委員，藤森研司委員，水野紀子委員，保科郷雄委員，佐々木美和子委員，大友富子委員，村上伸子委員）

司会	ただ今から「宮城県医療審議会」を開催する。 開会にあたり宮城県保健福祉部理事兼次長の林からご挨拶申し上げます。
理事	【あいさつ】
司会	はじめに定足数について報告する。 医療審議会は、医療法施行令の規定により、「委員の過半数が出席していなければ、議事を開き、議決を行うことができない。」とされている。本日は委員20人のうち13人の御出席をいただいているので、本審議会が成立していることを報告する。 宮城県医療審議会運営要綱の規定により、医療審議会会長が議長となり進行することになるが、会長が選任されるまでの間、事務局の林理事が進行を務めさせていただく。
理事	それでは暫時進行を務めさせていただく。はじめに、傍聴者の皆様にお知らせがある。傍聴にあたっては、議長の指示に従い、会議開催中は静粛に傍聴願う。また、会議の支障となる行為は御遠慮願う。指示に従わないときには、退出していただく場合があるので御承知おき願う。 それでは、議事の前に、本日の議事録署名委員2名を選出する。特に発言がなければ、こちらから指名してよろしいか。
各委員	【異議なし】
理事	それでは橋本委員と佐々木孝雄委員にお願いしたいが御承諾いただけるか。
両委員	【承諾】
理事	よろしく申し上げます。 それでは第1号議案「宮城県医療審議会会長及び会長代理の選任について」。会長及び会長代理の選任は、医療法施行令により委員の互選によるとされている。御意見はあるか。
永井委員	会長は佐藤委員に、会長代理は五十嵐委員に就任いただいてはどうか。

理事	ただいま永井委員から、会長に佐藤委員、会長代理に五十嵐委員との御意見があったが、いかがか。
各委員	【異議なし】
理事	異議ないため、佐藤委員には会長を、五十嵐委員には会長代理をお引き受け願いたい。
両委員	【承諾】
理事	それでは佐藤委員には会長就任の御挨拶をいただき、ここからの議事進行をお願いします。
会長	【あいさつ】 それでは第2号議案、宮城県医療審議会医療法人部会委員及び病院部会委員の選任について、事務局から説明願う。
事務局	【説明】
会長	それでは、各部会の委員について、お手元の名簿のとおり、医療法人部会委員14名、病院部会委員13名を指名させていただくが、御異議等はあるか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは皆様よろしくをお願いします。続いて第3号議案、宮城県医療審議会運営要綱の一部改正について、事務局から説明願う。
事務局	【説明】
会長	非常に重要な点だと思うが、ただいまの説明について、質問等はあるか。
福田委員	「将来の病床数の必要量」とは、具体的にはどのような数字になるのか。
事務局	県が地域医療構想として公表している2025年に必要とされる医療需要を踏まえた病床数。本県の4つの二次医療圏で、現在病床過剰地域は仙台医療圏のみであるが、過剰な病床数が現在10床を下回る程度まで減ってきており、今後、全ての医療圏で増開設が可能になっていくと思われるが、2025年の量と比較して過剰だと思われる場合、今後は、この規定に基づいて認めないことができることになる。
福田委員	了解した。公的医療機関と民間医療機関で対応が違うのは何か理由があるのか。民間の方は許可を与えないことができるとは書いていないが。
事務局	民間医療機関が「勧告」の理由は、国の説明によれば、憲法に定める職業選択の自由に鑑み、公的医療機関等と同様に規制を行うことが法制的に困難とされたため、診療報酬の方で

	誘導をかける形になったとのこと。
会長	他に御質問がなければ、運営要綱の一部改正は、原案のとおり承認でよろしいか。
各委員	【異議なし】
会長	次に報告事項に入る。1番、「宮城県医療審議会医療法人部会の審議結果について」、事務局から説明願う。
事務局	【説明】
会長	ただいまの事務局の説明について、御質問等はあるか。
各委員	【質疑等なし】
会長	医療法人部会の審議結果に関する報告は以上とする。続いて報告事項2番、「移転に伴う地域医療支援病院の承認手続きについて」、事務局から説明願う。
事務局	【説明】
会長	ただ今の説明について、御質問等はあるか。
福田委員	内容は理解した。これは報告事項なのか、協議事項なのか。
事務局	本来は議事として審議する事項だが、その議事を書面による審査としたく、今後書面で協議させていただくという報告である。
福田委員	書面審査があった場合、審議会委員は関与するのか。
事務局	審議会の意見を聴くため、委員各位に書面で可否を伺い、集約するもの。
福田委員	その時点で協議事項になるということか。了解した。
亀山委員	今御紹介があったように、私共の病院も平成26年度に書面により審議していただいたが、「同一医療圏内にかつ小規模な移転」の小規模とはどの程度なのか。
事務局	厚生労働省に平成25年11月に照会した。「小規模」について、国から具体的な数字を示されたものではないが、各医療圏の状況を踏まえて適宜判断されるものと考えている。
会長	それではこの継続承認については後日書面審議ということで、よろしくお願ひしたい。最後に「その他」だが、委員の皆様から何かあるか。事務局から何かあるか。

事務局	【「病床機能報告の確実な実施について」 情報提供】
永井委員	10月31日までの報告期限を過ぎているが、報告していない医療機関があるのか。
事務局	139の病院の内、精神病床等は対象外だが、現時点で5つの病院から回答がきていないため、現在電話等で督促をしている。有床診療所も15箇所から回答がないため、県として直接訪問等を行い、100%回収に向けて努力していく。
佐々木委員	全体を通しての感想。知事の権限が強化され、この審議会の位置づけも重要度が増したと思う。仙台医療センターの地域医療支援病院の名称使用の審議について、特段反対の意思ではないが、先例の仙台市立病院の際も、本来ではない簡素化された手順で認可した経緯とのことで、十分に経緯を尽くした先例に倣ったのなら分かるが、簡素化した先例があるから今回もそれで良いだろうというのは、今回審議会の重みが増した事実と違和感があり、形骸化する恐れがないかと危惧したところ。形骸化しないようにだけ御留意頂きたい。要望として申し上げた。
細谷委員	関連して、福田委員の意見とも関係あるが、14頁記載のとおり「医療審議会」を「書面による審議」に代えて手続きするという一方で、基本的には医療審議会をやらないということではなくて、書面による持ち回り審議会ということで理解できるかと思う。実際に医療審議会を開催して委員が集まるのではなくて、書面によって医療審議会が行われる、そのように解釈できるかと思うが、これでよろしいか。
事務局	そのように考えている。
会長	よろしいか。それでは以上で医療審議会の議事を終了する。皆様お疲れ様でした。
司会	会長、ありがとうございました。 事務局から連絡2点。 ・この後引き続き医療法人部会を開催。 ・病院部会は12/20（木）午後5時30分から、4階特別会議室。後日正式通知予定。 以上で、宮城県医療審議会全体会を終了します。ありがとうございました。

議事録署名委員署名

印

議事録署名委員署名

印